

研修参加・資格認定の対象者について

(一財) 児童健全育成推進財団

本財団で実施する児童厚生員等研修への参加及び認定児童厚生員資格の対象者は、次のとおりです。

1. 児童館職員

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条 2 による児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
- (2) 上記以外の施設長等

2. 放課後児童クラブ職員

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項に基づき、市町村条例で定められた放課後児童支援員

※児童福祉法第 40 条に定める児童館、及び同第 6 条 3 第 2 項に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する現任者が対象となります。

但し、以下のいずれかに当てはまる場合は、研修会への参加及び認定児童厚生員資格は取得できません。

1. 児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブではない場合。
2. 学生アルバイト、またボランティア（有償・無償を問わず）の場合。
3. 週 3 日未満、もしくは月 12 日未満の勤務の方（目安として年間勤務時間が 1000 時間未満）、夏休みなど長期学休期間のみ勤務している場合。
4. 研修会最終日から 1 年以内に離職の予定がある場合。
5. その他、本研修・資格の趣旨に合致しない場合。

兵庫県児童館連絡協議会追加事項

- | |
|--|
| 1. <u>児童館・児童センターに勤めている嘱託職員</u> についても、児童健全育成推進財団が定める対象外でなければ、研修会参加と資格認定を認めます。 |
| 2. <u>市町会員の職員</u> についても研修会の参加を認めます。ただし、資格認定は行いません。 |

以上、児童健全育成推進財団が対象外としている項目に当てはまらない方、及び兵庫県児童館連絡協議会が追加事項として認めている方が対象者となります。

(注意事項)

- 1 雇用形態や事業実態などについて、ご本人や勤務先にお問い合わせさせていただくことがあります。
- 2 客観的に証明するものがない場合は、研修参加や資格認定をお断りすることがあります。